

特定建築物環境衛生管理業務委託仕様書【案】

福島県（以下「甲」という。）は、受託者（以下「乙」という。）に対して、次のとおり業務の実施を委託する。

1 委託業務概要

- (1) 委託業務名称 特定建築物環境衛生管理業務委託
- (2) 業務場所 福島県双葉郡楡葉町大字井出字上ノ岡 33 番地
- (3) 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務目的

特定建築物に該当する福島県立ふたば支援学校校舎において、高い水準の快適な環境を維持するため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく建徳物環境衛生管理基準や関係法令及び以下に定める事項により環境衛生管理業務を行う。

2 校舎概要

- (1) 延べ床面積 8,404.20 平方メートル
- (2) 主な設備
空冷式パッケージエアコン 104 台、空冷ヒートポンプ式外気処理空調機 2 台、全熱交換器 54 台、機械換気装置 106 台。
- (3) 飲料水
水道水を受水槽方式で供給。受水槽有効水量 6.75 立方メートル、貯湯槽 3 立方メートル 2 基
- (4) 排水設備
下水道にて処理。排水貯留槽 67 立方メートル、中継ポンプ槽 1.62 立方メートル。
- (5) 廃棄物処理 廃棄物集積所容量 28.17 立方メートル。

3 業務内容

- (1) 建築物環境衛生管理衛生全体管理。
- (2) 空気環境測定。
- (3) 飲料水水質検査。
- (4) 衛生害虫防除。
- (5) 産業廃棄物収集、運搬、処理。
- (6) その他必要と認められる業務。

4 業務の実施

- (1) 建築物環境衛生管理衛生全体管理として、管理技術者を定め、維持管理計画の策定と進行管理を行う。
- (2) 空気環境測定として、2 箇月に 1 回の頻度で、温度、相対湿度、気流、一酸化炭素、二酸化炭素、浮遊粉じんの調査を行うとともに、初年度である今年度は 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に 1 回、ホルムアルデヒド測定を実施する。
- (3) 飲料水及び給湯水水質検査として、6 箇月に 1 回法令で定める 16 項目を実施する。

なお、この水質検査の結果、水質基準に適合した場合は、その次の回の水質検査

は 11 項目に省略して行う。

また、6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に 1 回、消毒副生成物 12 項目に係る検査を行う。

- (4) 衛生害虫防除として、2 箇月に 1 回の頻度で厨房やランチルーム、家庭科室、ゴミ集積所における生息調査を行い、その内、6 箇月に 1 回の頻度で校舎全体における生息調査を行う。
- (5) 産業廃棄物収集、運搬、処理として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、7 月、12 月、3 月の年 3 回、年間で 3.0 立方メートルの金属くず、廃プラスチック類、ガラス陶磁器くず等の混合廃棄物の処理等を適正に行う。
- (6) 上記の他、当該業務上必要な業務を行う。

5 業務実施上の注意点

- (1) 作業実施に当たっては、十分安全に配慮すること。
- (2) 乙の業務従事者は業務に専念し、作業時は名札を着用し、必要以外の場所には立ち入らないこと。
- (3) 業務実施に当たって、乙が建造物、工作物等に損害を与え、修繕等を要する場合は、原状回復に要する経費を乙の負担とすること。
- (4) 作業終了時、乙は管理報告書を作成し、甲に提出し、承諾を受けること。
- (5) 業務実施に必要な資機材は乙の負担とすること。